

広島県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年四月一日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道千代田八千代線	安芸高田市八千代町上根字源田一〇一三番一地先から安芸高田市八千代町上根字源田一〇三〇番四地先まで	令和三年三月一八日